

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:福祉部高齢者支援課 No.001

処 分 名	高齢者福祉センターの使用の許可
処 分 の 概 要	高齢者福祉センターを使用しようとする方は、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市高齢者福祉センター条例(平成 17 年条例第 101 号)第5条 春日部市高齢者福祉センター条例施行規則(平成 17 規則第 32 号)第3条
審 査 基 準	高齢者福祉センターを使用することができる方は、市内に居住する 60 歳以上の方です。 高齢者福祉センターを使用しようとする方は、あらかじめ市長の許可が必要です。 許可された事項を変更するときも、同様です。
標準処理期間	5日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日(最終改正:平成 26 年 4 月 1 日)
申請時期	随時
申請方法	使用する各高齢者福祉センター窓口への提出
備 考	

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市高齢者福祉センター条例

**第5条** センターを使用することができる者は、市内に居住する60歳以上の者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めた者については、この限りでない。

2 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。

■春日部市高齢者福祉センター条例施行規則

**第3条** 条例第5条第2項の規定により、センターの使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、春日部市高齢者福祉センター使用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申請書は、個人にあつては使用する日の10日前から、団体にあつては使用する日の3か月前から、それぞれ使用する日の当日までの提出とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 市長は、申請書を受理し、その内容を審査し、適当と認めたときは、春日部市高齢者福祉センター使用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。